



東灘区社会保障推進協議会・なんでも相談会

# 利用できる制度をお知らせ



神戸支部が住民や商工団体らとつくる東灘区社会保障推進協議会(会長:口分田真支部幹事)は5月29日、東灘区の深江会館で「なんでも相談会」を開催。新型コロナ関連のさまざまな制度や、医療・介護、税金から法律まで、住民の幅広い悩みに応えようと、弁護士や社労士、ケースワーカーらが相談員となり、住民の相談に対応した。

参加者からの相談に答える、坂本弁護士(中央)

この相談会は数か月に1回、定期的に行っており、次回は7月31日(土)に開催

予定。当日参加できない相談者には電話での相談も受け付けている。

## 兵庫県保険医協会

# 団体扱い保険のご案内

## 大樹生命、富国生命、明治安田生命の 個人保険にご加入の皆様へ

大樹・富国・明治安田生命の個人保険にご加入の先生方は、協会の自動引落をご利用になると、保険料の団体割引が適用されます。ぜひ、ご利用ください。

お問合せは共済部まで ☎ 078-393-1805

新型コロナウイルス感染症関連情報特設ページをご活用ください

新型コロナ関連の各種助成制度等のご案内や診療報酬関連情報を掲載しています。ぜひご利用ください。



兵庫県保険医協会

検索

URL: <http://www.hhk.jp/>

税経部だより

# 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する 被扶養者の収入確認の特例について

新型コロナウイルスワクチン接種業務により、職員の業務量が増加し、「収入が130万円を超えてしまいそう」「扶養を外れてしまうのか」とのお問い合わせを多数いただいております。

厚労省は6月4日に課長通知「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」で、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際には収入に算定しないことを周知しました。詳細は下記のとおりです。

対象者: ワクチン接種業務に従事する医療職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士)  
※上記職種以外でも、新型コロナウイルス感染症への対応等のための残業等により、収入の増加が生じた際には、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断することとされています

対象となる収入: 令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金  
手続の方法: ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主が「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」を発行し、被扶養者の認定及び資格確認の際に、加入する保険者に提出

詳細や申立書の様式ダウンロードは厚労省ホームページをご参照ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19044.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html)

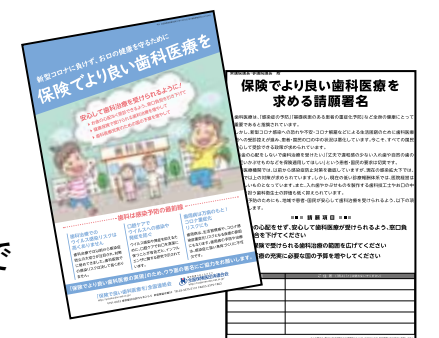
お問い合わせは、TEL078-393-1807 保険医協会 税経部まで

「保険でより良い歯科医療を求める」



## 署名にご協力ください

署名用紙のご注文は、TEL078-393-1809 まで



## 神戸支部ニュースへの投稿を募集しています

支部ニュースへの投稿を募集しています。日常診療にかかわることや、主張、趣味のお話などお寄せください。



TEL078-393-1805 / FAX078-393-1802 e-mail [yuasa-s@doc-net.ne.jp](mailto:yuasa-s@doc-net.ne.jp)